

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

広島県庄原市長

## 公表日

平成27年6月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	・被災者への「り災証明書」、被災家屋の所有者への「被災家屋証明書」の発行や、様々な義捐金の給付、生活資金の貸付管理など、被災者支援に関する各種支援を行う。
③システムの名称	システムの使用はない。※台帳作成時はマイクロソフトエクセル
2. 特定個人情報ファイル名	
未定	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の36の2の項及び内閣府・総務省令第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理課
②所属長	課長 武田 敏昭
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市危機管理課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1206

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

